

0029

平成31年度行政事業レビューシート（内閣府）												
事業名	総合特区計画に基づく支援措置等に必要な経費				担当部局庁	地方創生推進事務局			作成責任者			
事業開始年度	平成23年度	事業終了（予定）年度	終了予定なし		担当課室	地方創生推進事務局			参事官 飛田 章 参事官 井上 卓己			
会計区分	一般会計											
根拠法令 （具体的な条項も記載）	総合特別区域法				関係する計画、通知等	日本再興戦略 （平成25年6月14日閣議決定）						
主要政策・施策	地方創生				主要経費	その他の事項経費						
事業の目的 （目指す姿を簡潔に。3行程度以内）	地域の責任ある戦略、民間の知恵と資金、国の施策の「選択と集中」の観点を最大限活かすため、規制の特例措置及び税制・財政・金融上の支援措置等を総合的な政策パッケージとして実施することで、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化を目的とする。											
事業概要 （5行程度以内。別添可）	地域の包括的・戦略的な取組を、規制の特例措置、税制・財政・金融上の支援措置により、地域の実情に合わせて総合的に支援するとともに、総合特区ごとに組織される国と地方の協議会を通じて、プロジェクトの推進に必要な措置を講じるものである。 総合特区は、地域が目指す政策課題の解決に向けた取組に先駆性等が認められるものを総合特区として指定し、国際戦略総合特区にあっては、国際競争力強化方針、地域活性化総合特区にあっては、地域活性化方針としてそれぞれ定めた上で、必要となる規制の特例措置等の具体事項を定めた計画を認定し、各種施策を集中実施するもの。 また、民間事業者による総合特区の取組みを推進するため、認定を受けた計画に資する事業を実施する事業者が指定金融機関から資金を借り入れる場合、利子補給金を支給するもの。（5年間、利子補給率0.7%）											
実施方法	直接実施、委託・請負、補助											
予算額・執行額 （単位：百万円）			28年度	29年度	30年度	31年度	32年度要求					
	予算 の 状 況	当初予算	691	671	598	593	570					
		補正予算	－	－	－	－						
		前年度から繰越し	－	－	－	－	0					
		翌年度へ繰越し	－	－	－	－						
		予備費等	－	－	－	－						
	計		691	671	598	593	570					
	執行額		569	606	571							
	執行率（％）		82%	90%	95%							
	当初予算＋補正予算に対する執行額の割合（％）		82%	90%	95%							
平成31・32年度 予算内訳 （単位：百万円）	歳出予算目		31年度当初予算	32年度要求	主な増減理由							
	総合特区支援利子補給金		579	556.8								
	地方創生推進委託費		5.6	5.6								
	諸謝金		3.6	3.6								
	委員等旅費		2.7	2.7								
	職員旅費		1.3	1.3								
	その他		0.8	0								
	計		593	570								
成果目標及び 成果実績 （アウトカム）	定量的な成果目標		成果指標			単位	28年度	29年度	30年度	中間目標 － 年度	目標最終年度 32 年度	
	国際戦略総合特区の評価（5点満点）結果における全特区の平均値を、3.8以上にするを目標としている。 平成30年度については、有識者委員の評価結果が確定していないため、現時点では達成度を判断することができない。		国際戦略総合特区の評価結果における全特区の平均値（5点満点）		成果実績	点	4.2	4.1	－	－	－	
					目標値	点	3.8	3.8	3.8	－	3.8	
					達成度	％	110.5	107.9	－	－	－	
根拠として用いた統計・データ名 （出典）	指定地方公共団体から提出を受けている「評価書」 総合特別区域事後評価の手引き											

		定量的な成果目標		成果指標			単位	28年度	29年度	30年度	中間目標		目標最終年度	
											-	年度	32	年度
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)		地域活性化総合特区の評価(5点満点)結果における全特区の平均値を、3.8以上にすることを目標としている。 平成30年度については、有識者委員の評価結果が確定していないため、現時点では達成度を判断することができない。	地域活性化総合特区の評価結果における全特区の平均値(5点満点)	成果実績	点	3.7	3.7	-	-	-				
				目標値	点	3.8	3.8	3.8	-	3.8				
				達成度	%	97.4	97.4	-	-	-				
根拠として用いた統計・データ名(出典)		指定地方公共団体から提出を受けている「評価書」 総合特別区域事後評価の手引き												
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標				単位	28年度	29年度	30年度	31年度 活動見込		32年度 活動見込			
	規制の特例措置について、第1次から第4次指定区域から「国と地方の協議」として提案された規制の特例措置に係るフォローアップにおいて、各省と提案の取組実現に向けて前向きに検討するに至った提案(法令等の改正が行われたもの、改正を今後行うもの、現行法令で対応できるものなど)件数の増加を目指す。			活動実績	件	355	356		-	-				
				当初見込み	件	-	-	-	-	-				
単位当たり コスト	算出根拠				単位	28年度	29年度	30年度	31年度活動見込					
	X:執行額／Y:総合特区指定地域			単位当たりコスト	千円	13,237	15,545	15,029	-					
				計算式	千円/地域	569,211千円 /43地域	606,260千円 /39地域	571,110千円 /38地域	-					
政策評価、 新経済・財政再生計画との関係	政策評価	政策	4. 地方創生の推進											
		施策	⑨総合特区の推進											
		測定指標	定量的指標		単位	28年度	29年度	30年度	中間目標	目標年度				
			国際戦略総合特区事後評価(単年度評価)の結果における全特区の平均値	実績値	点	4.2	4.1	-	-	-				
				目標値	点	3.8	3.8	3.8	-	3.8				
			定量的指標		単位	28年度	29年度	30年度	中間目標	目標年度				
			地域活性化総合特区事後評価(単年度評価)の結果における全特区の平均値	実績値	点	3.7	3.7	-	-	-				
				目標値	点	3.8	3.8	3.8	-	3.8				
		本事業の成果と上位施策・測定指標との関係												
		・総合特区からの提案等に基づき、国と地方の協議会での議論を経て措置することとされた特例事項については、規制の根拠等に応じて法令等の改正を行い、特例措置が累次追加される。総合特区の推進に資する事業を行う事業者が金融機関から当該事業を実施する上で必要な資金を借り入れる場合に、国が当該金融機関を指定した上で、利子補給金を支給(融資後5年間、利子補給率0.7%以内)し、国際競争力の向上又は地域の活性化を図る。 ・総合特区制度における税制支援措置として、特別償却又は投資税額控除(法人税の特例)の活用を図ることで、目標達成を目指す。												
		事業所管部局による点検・改善												
			項 目					評 価		評価に関する説明				
国費投入の 必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。					○		総合特区は、地域の責任ある戦略、民間の知恵と資金、国の施策の「選択と集中」の観点を最大限活かす重要な取組であり、国民や社会のニーズを的確に反映している。						
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。					○		総合特区は先進的な取組を行う実現可能性の高い区域に国の資源を集中するもので、地方自治体等へ委任できる性格のものではない。						
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。					○		国の成長戦略を実現するため、地域の包括的・戦略的な取組を、規制の特例措置及び税制・財政・金融上の支援策により、地域の実情に合わせて総合的に支援するものであり、優先度の高い事業である。						

事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	地方創生推進委託費においては、事業者の選定に当たっては、公募等により適正な選定となるよう努めている。その他の費目は、総合特区の評価に係る経費であり、執行にあたって適正な手続きを経ている。
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。		有	
	競争性のない随意契約となったものはないか。		無	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	利子補給金においては「交付要綱」「手続の手引き」により、手続き、交付先の要件、支給率等を定め、適正な手続きを行っている。その他の費目は、総合特区の評価に係る経費であり、執行にあたって適正な手続きを経ている。
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		○	利子補給金においては「交付要綱」「手続の手引き」により、手続き、交付先の要件、支給率等を定め、適正な手続きを行っている。その他の費目は、総合特区の評価に係る経費であり、執行にあたって適正な手続きを経ている。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	利子補給金においては「交付要綱」「手続の手引き」により、手続き、交付先の要件、支給率等を定め、適正な手続きを行っている。その他の費目は、総合特区の評価に係る経費であり、執行にあたって最低限必要なものに限定している。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-
	繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。		○	利子補給金においては「交付要綱」「手続の手引き」により、手続き、交付先の要件、支給率等を定め、適正な手続きを行っている。その他の費目は、総合特区の評価に係る経費であり、執行にあたって最低限必要なものに限定している。	
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。		-	有識者委員の評価結果が確定していないため、現時点では達成度を判断することができない。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	利子補給金においては「交付要綱」「手続の手引き」により、手続き、交付先の要件、支給率等を定め、適正な手続きを行っている。総合特区の評価は、制度の運用の透明性・公平性・中立性を高めるために行っており、他の手段・方法は考えられない。
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	各総合特区において規制の特例措置、税制・財政・金融上の支援措置が概ね見込みのとおり活用されている。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	-
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	総合特区支援利子補給金は、我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能の集積拠点の形成や、地域資源を最大限活用した地域活性化に資する事業に対して支給するものであり、復興特区支援利子補給金は、復興推進計画の区域において、復興推進計画の目標を達成する上で中核的な事業に対して支給するものである。
	所管府省名	事業番号	事業名	
	復興庁	0001	復興特区支援利子補給金	
点検・改善結果	点検結果	総合特別区域法及び総合特別区域基本方針に規定された、総合特区の評価に係る経費の執行や総合特区推進のための民間事業者が金融機関から借り入れを行う際の利子補給に関する手続きを適正に行った。今後も、地域の取組について、地域の実情に合わせて総合的、効率的な支援になるよう、実施状況や効果を踏まえ、適正に実施していく。		
	改善の方向性	利子補給金については、制度の周知等により着実に浸透が進んでいるところ。本利子補給金は、融資後5年間を支給対象としており、過年度に締結した利子補給金に加え、新年度の新規契約があるため、利子補給金予算額の増加が見込まれる。利子補給金により、少ない予算で民間投資や雇用を誘発することが可能であり、引き続き本制度の活用を図ることとしたい。		
外部有識者の所見				
点検対象外				
行政事業レビュー推進チームの所見				
現状通り	総合特区の推進に資する事業を行う事業者に対する借入時の利子補給事業などの支援により、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化が図れるよう、引き続き事業の効果検証を行い、適正な事業の実施に努めるべき。			
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況				
現状通り	総合特区制度に係る有識者委員による「評価・調査検討会」で事業の進捗状況等を評価するなど、事業の有効性及び効果等について適切に検証した上で、効率的な予算執行に努める。利子補給金については、令和元年度までに締結した契約や令和2年度の新たな契約見込みを勘案した要求額とした。地方創生推進委託費等についても、前年度の実績を踏まえた要求額とした。			

備考									
関連する過去のレビューシートの事業番号									
平成22年度	-	平成23年度	180	平成24年度	51	平成25年度	32		
平成26年度	33	平成27年度	29	平成28年度	29	平成29年度	28		
平成30年度	内閣府 (0028)								
資金の流れ (資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する) (単位：百万円)	※平成30年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。								
	内閣府 571百万円 内閣府 561百万円 〔総合特区の推進に必要な経費〕 【補助】 A. 指定金融機関 (金融機関67者) 561百万円 〔実施事業者への融資〕 D. 国から推薦を受け、総合特区に資する事業を実施する事業者(267者) 561百万円 (総合特区に資する事業の実施) (総合特区支援利子補給金) 内閣府 10百万円 〔総合特区の推進に必要な経費〕 【総合評価入札・随意契約】 B. 民間事業者 (3者) 5百万円 〔総合特別区域調査委託費、会議費、雑役務費〕 【直接】 C. 個人(職員等) 5百万円 〔旅費、諸謝金〕								

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社日本政策 投資銀行	2010001120389	利子補給金支給	103	補助金等交付	-	-	-
2	株式会社三菱UFJ銀 行	5010001008846	利子補給金支給	98	補助金等交付	-	-	-
3	株式会社みずほ銀 行	6010001008845	利子補給金支給	49	補助金等交付	-	-	-
4	北海道信用農業協 同組合連合会	3430005003068	利子補給金支給	47	補助金等交付	-	-	-
5	株式会社静岡銀行	5080001002669	利子補給金支給	35	補助金等交付	-	-	-
6	株式会社京都銀行	9130001000028	利子補給金支給	26	補助金等交付	-	-	-
7	株式会社三井住友 銀行	5010001008813	利子補給金支給	25	補助金等交付	-	-	-
8	株式会社横浜銀行	7020001008645	利子補給金支給	19	補助金等交付	-	-	-
9	株式会社福岡銀行	1290001004367	利子補給金支給	16	補助金等交付	-	-	-
10	浜松磐田信用金庫	1080405000017	利子補給金支給	16	補助金等交付	-	-	-

B

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	有限責任 あずさ監 査法人	3011105000996	経済波及効果調査	4.5	一般競争契約 (総合評価)	1	-	予定価格が類推される恐れが あるため、落札率は記載してい ない。
2	扶桑速記印刷(株)	9010001027784	速記料	0.2	随意契約 (少額)		-	-
3	サントリービバレッジ サービス株式会社	6012401010323	会議費	0	随意契約 (少額)		-	-

C

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	個人A	-	諸謝金及び委員等旅費	0.3				
2	個人B	-	諸謝金及び委員等旅費	0.3				
3	個人C	-	諸謝金及び委員等旅費	0.2				
4	個人D	-	諸謝金及び委員等旅費	0.2				
5	個人E	-	諸謝金及び委員等旅費	0.2				
6	個人F	-	諸謝金及び委員等旅費	0.2				
7	個人G	-	諸謝金及び委員等旅費	0.2				
8	個人H	-	諸謝金及び委員等旅費	0.2				
9	個人I	-	職員旅費	0.2				
10	個人J	-	職員旅費	0.2				

D

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	法人A	-	利子補給金支給	43	補助金等交付	-	-	-
2	法人B	-	利子補給金支給	33	補助金等交付	-	-	-
3	法人C	-	利子補給金支給	32	補助金等交付	-	-	-
4	法人D	-	利子補給金支給	22	補助金等交付	-	-	-
5	法人E	-	利子補給金支給	16	補助金等交付	-	-	-
6	法人F	-	利子補給金支給	16	補助金等交付	-	-	-
7	法人G	-	利子補給金支給	15	補助金等交付	-	-	-
8	法人H	-	利子補給金支給	14	補助金等交付	-	-	-
9	法人I	-	利子補給金支給	13	補助金等交付	-	-	-
10	法人J	-	利子補給金支給	11	補助金等交付	-	-	-